

令和2年（行ツ）第6号，13号，16号，17号，28～30号，32号，34号，35号，39号，41号，43号，44号，49号，78号

選挙無効請求事件

判決理由骨子

平成30年法律第75号による公職選挙法の改正は，その内容が選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまるものであるなど，較差の更なる是正を図り，これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等に関する立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえない。しかしながら，参議院議員の選挙制度について様々な議論，検討を経たものの容易に成案を得ることができず，合区の解消を強く望む意見も存在する中で，合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており，数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を縮小させた平成27年法律第60号による公職選挙法の改正の方向性を維持するよう配慮したものであるといえることができる。また，参議院選挙制度の改革の実現は漸進的にならざるを得ない面があることも踏まえれば，立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

以上のような事情を総合すれば，令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時，平成30年改正後の公職選挙法14条，別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず，上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

（意見，反対意見がある。）